

★ 広島県宿泊税条例施行規則（規則第四十五号）（税務課）

一 制定の理由

広島県宿泊税条例の施行に伴い、宿泊税納入申告書等の様式など、同条例の施行に關し必要な事項を定めた。

二 施行期日

令和八年四月一日。ただし、特別徴収義務者の指定並びに登録の申請、登録及び証票の交付並びに納税管理人の申告、申請及び承認については、令和七年六月十六日